

熊取町議会委員会会議録

議員全員協議会

令和元年12月12日開催

熊取町議会

目 次

〔議員全員協議会（12月12日）〕

「第2次美しいまちづくり推進基本計画（案）」及び「同行動計画（案）」について ……	2
大阪広域水道企業団と藤井寺市・大阪狭山市・熊取町・河南町との水道事業の統合に向けて の検討、協議に係る統合素案（最終報告）について ……	10
その他報告 ……	15
1. 産業活性化基金事業補助金の見直しについて ……	15
2. プレミアム付商品券事業の申請期間延長について ……	17

議 員 全 員 協 議 会

月 日 令和元年12月12日（木曜）招集

場 所 熊取町役場北館3階大会議室

出席議員	1	番	田 中 圭 介	2	番	大 林 隆 昭
	3	番	浦 川 佳 浩	4	番	坂 上 昌 史
	5	番	田 中 豊 一	6	番	鱧 谷 陽 子
	7	番	文 野 慎 治	8	番	重 光 俊 則
	9	番	二 見 裕 子	10	番	渡 辺 豊 子
	11	番	河 合 弘 樹	12	番	矢 野 正 憲
	13	番	江 川 慶 子	14	番	坂 上 巳生男

欠席議員 なし

説明員	町 長	藤 原 敏 司	副 町 長	中 尾 清 彦
	総合政策部長	南 和 仁	総合政策部理事	明 松 大 介
	総合政策部理事 兼 財 政 課 長	東 野 秀 毅	総 務 部 長	林 利 秀
	住 民 部 長	巖 根 晃 哉	住 民 部 理 事	田 中 耕 二
	健康福祉部長	山 本 雅 隆	上下水道部長	山 戸 寛
	企画経営課長	橘 和 彦	人 事 課 長	道 端 秀 明
	産業振興課長	奥 村 光 男	環 境 課 長	島 尾 学
	美しいまちづくり 推 進 課 長	中 嘉 宏	生活福祉課長	降 井 広 志
	上 水 道 課 長	大 西 順 二	上水道課参事	仲 辻 哲 矢
事務局	議会事務局長	藤 原 伸 彦	書 記	藤 原 孝 二

案 件

- 1) 「第2次美しいまちづくり推進基本計画（案）」及び「同行動計画（案）」について
- 2) 大阪広域水道企業団と藤井寺市・大阪狭山市・熊取町・河南町との水道事業の統合に向けての検討、協議に係る統合素案（最終報告）について
- 3) その他報告
 - ①産業活性化基金事業補助金の見直しについて
 - ②プレミアム付商品券事業の申請期間延長について

議長（矢野正憲君）皆さん、こんにちは。本日はお忙しい中、議員全員協議会にご出席を賜り、ありがとうございます。

なお、本協議会には町長ほか関係職員の出席をいただいております。

ただいまの出席議員は14名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから議員全員協議会を開会いたします。

（「13時29分」開会）

議長（矢野正憲君）本日の案件は、「第2次美しいまちづくり推進基本計画（案）」及び「同行動計画（案）」についての件ほか1件であります。

なお、発言をされる方は、必ずマイクを使っておいただきますようお願いいたします。

また、本日の会議では、案件の終わられた方は会議の途中でも退出いただいても結構ですので、

申し添えておきます。

それでは、案件1、「第2次美しいまちづくり推進基本計画（案）」及び「同行動計画（案）」についての件を説明願います。中美しいまちづくり推進課長。

美しいまちづくり推進課長（中 嘉宏君）案件1、「第2次美しいまちづくり推進基本計画（案）」及び「同行動計画（案）」についての件をご説明いたします。

1、経過でございます。

丸の1つ目です。美しいまちづくり推進基本計画は、美しいまちづくり条例の目的に資する施策を効果的かつ継続的に実施するために平成22年2月に策定し、計画期間を10年として取り組んできました。また、平成25年度に、路上喫煙禁止対策及び空き家・空き地の適正管理に関する取り組み事項を追加しました。

丸の2つ目です。第3期美しいまちづくり行動計画は、平成28年度から令和元年度において町が取り組む施策を列記し、全庁的に取り組んできました。

丸の3つ目です。「大阪でいちばんきれいなまち『くまとり』をめざして」のキャッチフレーズで、町の目指す姿としてアピールしてきました。

2、現計画にかかる取り組みの検証についてでございます。

行動計画に定める啓発、美化事業等については、おおむね計画のとおり実施されており、引き続き啓発、美化事業等を進めます。なお、主な検証結果は、第2次美しいまちづくり推進基本計画（案）の3ページから5ページに記載のとおりであります。

また、5ページ中ほどでは、（2）主な課題として3項目を掲げさせていただいております。

①として、地域における美化活動の推進でございます。

地域一斉清掃やアドプト・ロードの活動など美化活動がこれまで大きな成果を上げてきた一方で、長期にわたって活動してきた団体では、会員の高齢化等の要因による活動の休止などが懸念されます。後継者となる会員が積極的に参加できるよう、支援等が必要と考えています。

②として、美化重点地域に関する取り組みでございます。

平成25年に路上喫煙禁止区域を指定し、そのエリアを重点的に美化活動を実施してきたことで一定効果が出ていますので、これまでのエリアを広げ、美化重点地域全域におけるごみのポイ捨て等への対応を行います。

③永楽ダム周辺における美化活動の推進でございます。

永楽ダム周辺やゆめの森公園などでは、豊かな緑に触れ合えることができることから、町内外から多くの方が訪れるエリアです。全ての人が気持ちよく楽しく自然を満喫できるよう、さらなる美化を進めることが必要であります。

以上の3項目を踏まえて基本計画を作成しております。

3、策定方針についてでございます。

①現行の基本計画及び行動計画の趣旨を継承しながら、新規施策を盛り込んでいます。

②現行の基本計画及び行動計画の内容の整理と計画の一本化を図っています。

③基本計画の計画期間は10年（令和2年度から11年度まで）とし、また、行動計画の計画期間は5年間（令和2年度から6年度まで）としています。

4、次期計画における新規施策についてでございます。

①ボランティア用ごみ袋の作成の検討でございます。計画書12ページに記載しております。

道路や公園等をボランティア清掃した場合などは環境美化用ごみ袋で対応していただいていたものを、新たなごみ袋を作成し、収集運搬の検討を行うものでございます。

②大学と地域との連携による美化活動の検討でございます。計画書は同じく12ページに掲載しております。

だんじり祭時や環境美化のキャンペーンにおける美化清掃に大学生のご協力をいただいております。町内大学と、社会貢献活動の一環として、地域との連携により美化活動ができるよう検討するとい

うものでございます。

③熊取駅西地区整備事業に伴う路上喫煙禁止区域等指定の検討でございます。計画書14ページに記載しております。

整備事業によりまして駅西地区が一新されますので、自転車等放置禁止区域、路上喫煙禁止区域及び美化重点地域の指定を検討するというものでございます。

④美化重点地域内の環境美化功労者の表彰制度の検討についてでございます。計画書15ページに記載しております。

駅周辺の美化重点地域において、事業所や自宅及びその周辺で植栽や定期的な清掃活動を行うなど、自主的に環境美化に貢献する団体等に感謝の意を表するため、表彰制度を検討するものであります。

⑤永楽ダム周辺における美化活動による魅力づくりについてでございます。計画書16ページに記載しております。

永楽ダム周辺やゆめの森公園など、多くの方が訪れていただいております。環境美化活動において定期的に清掃していただいておりますが、今まで以上にきれいにしようということで、役場周辺を清掃していただいている議員と職員の道路清掃活動やNPO永楽桜保存会などと清掃活動など実施できるよう、検討したいと考えております。

⑥空き家等の適正な管理に関する条例に基づく取り組みについてでございます。計画書17ページに記載しております。

空き家等の対策については、平成25年に美しいまちづくり条例を改正し、空き家の不適正管理状態を放置する所有者等に指導が行えるようになっておりますが、本年9月議会で可決された空き家等の適正な管理に関する条例に基づいて、空き家及び特定空き家、いわゆる倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態、著しく衛生上有害となるおそれのある状態、著しく景観を損なっている状態または周辺の生活環境の保全を図ることが不適正である状態と認められる空き家等で、所有者等に必要な助言及び指導を行うものでございます。

⑦プラスチックごみ・食品ロス削減に向けた取り組みでございます。計画書18ページ、19ページでございます。

本町では、豊かな水辺環境の保護や海洋汚染の防止を推進する観点から、本年2月にくまとりプラスチックごみゼロ宣言を行い、プラスチック製容器の削減やマイバッグの使用を推進してきました。特に、本年の環境フェスティバルや農業祭において試行的にレジ袋代替品やリユース食器を使用し、効果と継続性の確認をいたしました。今後は、町主催イベント時にはプラスチック製容器ごみゼロに向けて取り組みます。また、おおさかプラスチック対策推進ネットワーク会議に引き続き参画し、情報収集を行うものでございます。

19ページをごらんください。

昨年11月より、毎週月曜日は食べマンデーをキャッチコピーに、食品ロス削減の啓発に取り組んでおります。こちら、環境フェスティバルの際にフードドライブブースを設置し、効果を確認したところです。今後は、町主催のイベントでのフードドライブブースの設置や公共施設での常設ブースの設置について、フードバンクOSAKA等との連携や取り組み方法などにさらに検討を深めるとともに、全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会と情報共有、連携及び協働を図ってまいります。

これまで説明してきました行動計画に基づく事業の進め方についてご説明させていただきます。

現行の基本計画及び行動計画と同様に、各担当課が事業を実施し、その内容を美しいまちづくり推進課に提出していただき、その後、「くまとり」美しいまちづくり推進委員会に取り組み事項を報告し、各施策の進行管理や新規施策の提案をいただきます。いただいた提案等は、担当課に報告し、翌年度事業にフィードバックします。また、事業の実施状況については広報くまとりやホームページで公表します。

なお、21ページ以降は、参考資料といたしまして美しいまちづくり条例を初め関連条例やくまとりプラスチックごみゼロ宣言などを添付しておりますので、お目通しをお願いいたします。

説明は以上です。

議長（矢野正憲君）ただいま説明がありました本件について、質疑があれば承ります。質疑はありませんか。二見副議長。

9番（二見裕子君）ちょっとお聞きしたいのが何点かあるんですが、5ページの主な課題についてというところなんです。長年にわたって活動してきた団体が高齢化等の要因により活動が休止されることが懸念されるというところで「後継者となる会員が、積極的に参加できるよう支援活動や周知などが重要です」というふうに記載しているんですが、これ、具体的に、積極的に参加できるような支援活動というのは何か考えていますでしょうか。

議長（矢野正憲君）中美しいまちづくり推進課長。

美しいまちづくり推進課長（中 嘉宏君）支援活動なんですけれども、今行っています活動団体の活動内容を町の広報紙に掲載したりとか、また、環境美化功労者表彰でその団体を表彰するというようなことで支援させていただいております。

以上です。

議長（矢野正憲君）二見副議長。

9番（二見裕子君）高齢化によって後継者となる方の支援ということですので、人数も減ってくるかなというところの何か支援なのかなと思ったんですが、広報紙による活動を知らずことによってメンバーを募集するとかというふうなことでいいということですか。

議長（矢野正憲君）中美しいまちづくり推進課長。

美しいまちづくり推進課長（中 嘉宏君）広報をつくるに当たりまして、我々のほうで一方的に広報記事をつくるのじゃなしに、活動していただいている団体に広報記事をつくっていただいております。やはりその団体の悩み等あるかと思えます。それで、最終的に地域で活動している団体のお名前とかどういった人が活動しているというのが広報に載ることによって、身近な人が参加しやすいような環境づくりというのを考えていまして、結果的に、団体からすると、いつでも募集しているので参加できる方はどうぞというふうなことで進めさせていただいております。

以上です。

議長（矢野正憲君）田中住民部理事。

住民部理事（田中耕二君）少し私のほうから。

課長が申し上げますとおり、議員も先ほどおっしゃっていただきましたとおり、活動をPRするというのも一つの手だてだと思います。今回の基本計画で大きなテーマの一つにしておりまして、ボランティアの底辺をもっと広げられないかなと、もっと活動をいろんなところでできないのかなと、そのための支援とは何かというふうなところもテーマの一つとして持っておりました。

何かといいますと、高齢化もそうなんですけれども、やっぱりどうしても手間がかかる部分、今やらせていただいているのは、この6月に浦川議員のほうから一般質問いただいたときもありましたが、ボランティア用の袋としてはいわゆる地域一斉清掃の袋をお渡ししましてキャッチボールしながら、ある特定の日、もしくは希望の日収集に伺うというふうなやり方をやらせていただいているんですけれども、もっとフランクにできないのかなというところの一つがボランティア袋を考えてみよう、検討してみようというところで、まさにそういう専用の袋を使って、これはまだ検討段階で、どうなるかというのはまだこれから検討するんですが、費用の問題もございますし。ただ、これを例えば可燃ごみのときに出していただくというふうなやり方であれば、地域の協力というのはどうしても必要になるんですけれども、もっと簡単に、家の前も含めた公園までの道を掃除しようという方々の活動とかも支援できるん違うのかなというふうなところも含めて、いろんなことを考えられないかなというのがテーマの一つとして、そこはボランティア袋は一つなんですけれども、そういったことも考えていきたいなというふうな考えております。

議長（矢野正憲君）二見副議長。

9番（二見裕子君）わかりました。そんなこともしながら支援をしていくということですね。

あともう一点なんですが、プラスチックごみ削減に向けた取り組みということで18ページに載っているんです。マイバッグを町としても推進はしているのかなと思うんですけども、まだまだスーパーとの連携というのはされているのかなというところで、万代に行きましても松源に行きましても袋がなければ普通に無料で出すという、イオンはもうお金を払わないといけないとかというところがあるんです。その辺はどのようにお考えですか。

議長（矢野正憲君）島尾環境課長。

環境課長（島尾 学君）我々も議員おっしゃるとおり考えまして、いろいろ、まずマイバッグ、職員ということで、各課に配りました、環境課として。配ってこういうことをしているということで皆さんに周知するというのと、プラスチックごみゼロ宣言、これは町長からしていただきましたので、この宣言をしたことによって職員にマイバッグ、こういう取り組みをやっていくんだよということをもた周知しまして、そうすることによって部長会とか課長会とか職員組合のほうからも賛同をいただきまして、皆さん1枚ずつ職員は必ずマイバッグ持つというような形、景品といいますか参加賞といいますか、そういう形と、部長会、課長会で1枚ずつお配りしたと。そういうような中で、職員には行き届くような形で、まず率先して行動してほしいというような周知を今かけておるようなところでございます。

それと、小売店への協力要請ということで、やっぱりマイバッグ、皆さん取り組みを、新聞報道でももう来年度から有料化動き始めるよというようなこともありますので、されているようです。実はお話もお伺いしたときに、ある事業者は、10月に消費税の切りかえがあるんやと、その対応に今追われているところで、当然国の動きもわかっているんで、そういうところは取りたいんやけれども、まだちょっと待ってくれというような回答もいただきました。そんなこともありましたんで、うちのほうからマイバッグを持参するために、小売店のほうにまず先駆けて声かけというのをやっていただけませんかというようなお願いをしておるところでございます。これはもうお願いに回ったんですけども、商工会であるとか松源であるとか万代であるとか、ドラッグストアでありますとかコンビニエンスストア、この辺、町内の各店舗に回らせていただいて、お声かけいただけませんかというような、ちょっと見にくいんですけども、マイバッグ、レジ袋は削減で、こんなのを熊取町はしているんですよというのをつくりまして、店舗に張っていただいてお声かけいただけませんかというようなことをもう始めております。

ですから、企業としては有料化に向けての取り組みをされているんですけども、それに先駆けて何か町と一緒にやっていただけませんかというようなことを今させていただいているところです。

議長（矢野正憲君）二見副議長。

9番（二見裕子君）わかりました。

これから有料化に伴ってそういうふうになっていくということですよ。町としても声もかけさせていただいているということで、一足飛びには、もうあしたからお金要りますよというふうには、今すぐにはならないということではないということですか。わかりました。

議長（矢野正憲君）ほかに質疑はありませんか。河合議員。

11番（河合弘樹君）4ページの7番なんですけれども、路上喫煙禁止区域における取り組みで、指導件数は年々減っているんです。これ、条例では2万円以下の罰金とあるんですけども、今までそれを科せられた人はおるんですか。

議長（矢野正憲君）中美しいまちづくり推進課長。

美しいまちづくり推進課長（中 嘉宏君）条例では2万円、規則のほうで1,000円ということで罰則規定を設けさせていただいております。施行してから罰金、過料、そのほうは、取ったことはありません。何やねんといいますと、うちのほうは、平成25年施行当時からたばこを吸っていた人に対しては町から指導させていただきまして、指導させていただいて、その場でもうたばこ消していただい

ているんで、もうその方については取らないということで、当初からそういう考えで進めさせていただきましたので、今はたばこを吸っている方自身減っていると、指導件数も減っているという状況でございます。

以上です。

議長（矢野正憲君）河合議員。

11番（河合弘樹君）指導してもやめない人がおらなかつたということでいいんですかね。

議長（矢野正憲君）中美しいまちづくり推進課長。

美しいまちづくり推進課長（中 嘉宏君）指導させていただいた皆さん、消していただいているというところでございます。

以上です。

議長（矢野正憲君）河合議員。

11番（河合弘樹君）わかりました。ありがとうございます。

次の5ページの8番なんですけれども、また別の空き家のことなんです。これは多分、条例は関係なしに法律的なものと思うんですけれども、隣の家から木の枝等が出ていて、それを勝手に切っても法律上問題ないか、ちょっと教えていただけないですか。

議長（矢野正憲君）島尾環境課長。

環境課長（島尾 学君）法律上ということになりますと、しゃくし定規ですけれども、勝手に切ることはできません。枝につきましては生えている土地から来ていますので、その土地の所有者の方のもので、これを勝手に切るということはできないんですけれども、そういう苦情が環境課のほうに入るわけでございます。

ですので、空き家の場合でしたら、環境課の場合は美しいまちづくり条例を用いましてその方に通知するという、近所の方がちょっと困っていますよと、ですから何とかしてもらえませんかというようなお願い文を今お送りすることによって、自身でしていただくようお願いをしているというような状況でございます。

議長（矢野正憲君）河合議員。

11番（河合弘樹君）持ち主がわからない場合はどうなんですか。

議長（矢野正憲君）島尾環境課長。

環境課長（島尾 学君）持ち主につきましては、公表されている税務課の前に台帳がありますので、それを調べまして、それでお送りをしておるというような状況でございます。

現実的に、財産の相続とか難しい問題でちょっと滞っていて誰がというのがわからんという状況もございまして、そこで載っている方にこちらとしてはお知らせをお送りしているというような現状でございます。

議長（矢野正憲君）ほかに質疑はありませんか。田中豊一議員。

5番（田中豊一君）たばこの件ですけれども、駅のほうはいろいろ努力していただいているんです。町職員と議員での清掃活動をさせていただいた中で、外環をこの秋に回らせてもらったんですけれども、中央分離帯がたばこの吸い殻だらけなんです。町だけではどうもできないと思うんですけれども、大阪府と連携してポイ捨てをやめるようなキャンペーンだとか、何か対策の一環を考えてほしいなと前から思っていたんです。それについていかがですか。

議長（矢野正憲君）中美しいまちづくり推進課長。

美しいまちづくり推進課長（中 嘉宏君）議員おっしゃるように、議員と職員の道路清掃のとき、外環のほうへ行っていただく方には、そういうふうなたばこのポイ捨てを拾っていただいております。

清掃時には大阪府の岸和田土木事務所の職員も来てやっていただいておりますので、今後の啓発方法として何かできないかというような形で、岸和田土木事務所のほうと話を進めてみたいと考えております。

議長（矢野正憲君）ほかに質疑はありませんか。渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）今の関連になるかもしれないんですが、14ページの路上喫煙禁止区域を今度、駅西整備事業に伴って駅西についても検討するというような内容かと思うんですけども、今もありましたように、議会報告会をやっていても、禁止区域を駅周辺だけじゃなくもっと拡大できへんかというような声があったんです。今もそうやって外環の話もありましたが、結局、拡大しても今、条例で罰則規定をやって実効性はないかもわかれへんけれどもということやったんですが、地域を拡大して啓発するというのも大切ではないかなと思うんです。計画ではそこだけということですか。ちょっと検討、どんなのですか、各地域拡大については。

議長（矢野正憲君）中美しいまちづくり推進課長。

美しいまちづくり推進課長（中 嘉宏君）今、基本計画の中では、たばこのポイ捨てについてはまず駅西のほうに禁止区域を広げよう。そして美化重点地域についても、ここには上げさせていただいてますけれど、ポイ捨て等どういことができるかなというところでの検討も含めて研究していきたいなというところで、路上喫煙禁止までできるのかどうかというところ、ちょっとお時間をいただきたいなというところはあります。

議長（矢野正憲君）田中住民部理事。

住民部理事（田中耕二君）ただいま課長の申し上げたとおりなんですけれども、実際、我々も2週間に一度、アドプトロードを役場で清掃するんですが、そのときもやっぱりたばこの吸い殻が一番多いです、種類としては。ただ、課長もありましたけれど、ほとんどが例えば車からのポイ捨て、外環なんかも多分それが一番多いのかなと、歩きながら吸っている方というのはいらっしゃるのかもわからないですけど、それほど多くないのかなというところも含めて、一体どういうエリアに今議論になっている禁止区域を設定するのがいいのかなどうか、車中ですとなかなか難しいというのがあります。その辺は我々もエリアを検討しながら、まずは駅西をやらせていただきたいというのがありますので、それとあわせて町内全域、そういう視点で取り組んでいけたらと思います。そういうところがやっぱり立ちどまってたばこを吸っている人多いよとかというような情報がありましたら、もちろん我々にどんどん入れていただければと思いますので、よろしく願います。

議長（矢野正憲君）渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）そういうふう自治会等からもそういった声が上がっていたというところで、やっぱり検討していただけたらというふうに思います。交差点とかそういうところを禁止区域にすると、車であるならばきっと信号でとまっているときということですので、交差点をそういうふう指定できるかどうかわかりませんが、また拡大に向けても検討していただけたらと思います。

もう一点は、17ページの先ほど河合議員が言われていた空き家、空き地の管理についてなんですけれども、条例等で今回そういった分について助言や指導ができるということになりました。結局、ちょっと相談を受けて環境課にも対応していただいていることがあるんですが、空き家になって、そこにあった植樹が倒木してそのままの状態になっていて、通知はしてもらっているんですけども何の反応もないという実態。空き家、空き地となったときに、今回空き家の所有者への通知になっているんですけども、それでもここでは助言や指導だけになっていますので、結局、相手に届いているのか、反応がなかったらそのままになっているんで、計画やからもうこのままになっているんですけども、実際、反応も何もない場合はどうなのかという次の手というものもやっぱりちょっと考えていただきたいと思いますと思うんです。町が代理執行するとか、何かそんなのは考えていないんですか。

議長（矢野正憲君）島尾環境課長。

環境課長（島尾 学君）17ページのところでございます。環境課としましては美しいまちづくり条例というのをもとに動いているんですけども、これはあくまでも美観とか、そういうところを主眼と

して動いているんです。今回、また新しく空き家及び特定空き家のことについて規定した空家等の適正な管理に関する条例というのがございます。これについてはまちづくり計画課の所管になるものですから、私から詳しいことはなかなか言いづらいところもあるんですけども、一定まちづくり計画課のほうでは、特定空き家に当たるものについてはある程度の対応をとるというようなことをお聞きしています。でも、これについては審議会が何か、そこで審議されてというふうな形でお聞きしていますので、詳しいことはまた担当課のほうにお聞きいただきたいんですけども、そういった二段構えに今はなっておるというような状況でございます。

議長（矢野正憲君） 渡辺議員。

10番（渡辺豊子君） 特定空き家というのは、空き家になりまして、だから家の敷地内の分については、まちづくりに聞きますとそれは家の倒壊、危険な状態であって、庭とかの倒木とかは関係ないというふうに言っていたんですよ。ですので、やっぱりここは環境課がこうやって計画の中に載せているので、やっぱり環境課として対策を考えていただきたい。今この計画では無理かもわからへんけれど、考えていただく必要があるのではないかなというふうに思うんです。

議長（矢野正憲君） 島尾環境課長。

環境課長（島尾 学君） 環境課としては当然対応させていただくんですけども、今、また同じ繰り返しで申しわけないですけども、まちづくり計画課がそういう条例をつくっています。これは、あくまでも法律ができて、その法律をもとにしてこれができているわけです。なぜその法律ができたかと申し上げますと、そういう空き家がふえてきて倒壊の危険があるであろうというところがこれからふえるんじゃないかと、現にあって何もできないというようなことがあったので、法律ができて、それを施行していくのに条例、細かいことも決めましょうというような段取りで今進んでいます。

その中で、法律上なんですけれども、その規定では、空き家という中に空き地、空き地とは空き家の敷地です。そこを含むということになっておりますので、法律上は空き家の庭は空き家に入ることになります。ですので、これから条例の施行ということになってくるときには、その辺の役割分担がきちり環境課とまちづくりとこれからできていくというふうに考えております。

現状のところ、前さばきは環境課でさせていただいております。その辺、環境課が前さばきをするというのを覚えておりませんが、これはあくまでもうまく引き継がなあかんというところで、今すぐ切ってしまうと住民にご迷惑がかかるかもしれないということもありまして、まずは環境課で今お受けしていて、重大なところ、本当に家が潰れるというようなところは今、まちづくりで引き続いてやっていただいているんですけども、その辺の線引きというのは、これからうまく両方で協議してやっていきたいというふうに考えております。

議長（矢野正憲君） 田中住民部理事。

住民部理事（田中耕二君） まちづくりのほうと連携してやるのは当然なんですけれども、現行の美しいまちづくり条例でも、まずは課長が言うていますとおり、草であるとか木であるとかが生い茂ってきたときには、所有者を突きとめてやってもらえませんかという文書を、これ、二度ぐらいは必ずすることになる。

その上で、条例上でいきますと、それがやっぱりどないもしてくれていないということになれば、当然その次には勧告、命令という形の行為ができるようになっております。それでもやってくれないときは、先ほど議員がおっしゃったような代執行ということまでも想定しております。ただ、なかなかそこへいくのはやっぱり非常に大きなことですので慎重にという部分は当然ありますが、そういう行為はできますというところをまずご理解いただけたら。あと、まちづくりとは連携してやっていくという形でございますので、よろしく願います。

議長（矢野正憲君） 田中圭介議員。

1番（田中圭介君） 先ほどからずっと出ているように空き家の木の問題がありまして、私も泉佐野市の河川敷のところ、明らかにきれいな空き家で草が出ていて、毎回毎回、通るたびに車に傷がつくぐらい、ちょっと細い道なんですけれど、そして泉佐野市の市役所に確認したところ、その川沿

いは岸和田土木の管轄やということで、岸和田土木のほうにちょっと相談してみたんです。岸和田土木は、そこに通知を送るだけじゃなく、その周り周辺にこの方はどこに今いるのかというのを聞いて回っていただいて、最終的にこの方は今ここでおるといって特定していただいて、なおかつ、こういうクレームが来ているので切っていただけませんかと言ったら即対応してくれましたので、熊取町でもそういうふうにならざるに近所に聞きに回るとか、そういうことはやっていたらいいんじゃないでしょうか。

議長（矢野正憲君） 島尾環境課長。

環境課長（島尾 学君） 私どももやっております。当然、周りの方に聞き込みというんですか、ちょっとお聞かせくださいということでお聞きすることはございますけれども、それでもやっぱりわからないということもございます。これについては、届くタイミングというのもあるかと思えます。ですので、1回だけではなくて我々も何回か通知を出しているというのが現状でございます。

議長（矢野正憲君） 田中圭介議員。

1番（田中圭介君） 通知を出しているだけじゃなく、周りも聞いているということですね。わかりました。

議長（矢野正憲君） ほかに質疑はありませんか。坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君） 5ページのところの計画のほうのごみ不法投棄対策に関する取り組みについてなんですが、平成22年度から30年度までの不法投棄の件数、ごみ量とも頑張ってもらって減少していますと。監視カメラによる監視や職員によるパトロールの実施、さらに不法投棄を発見した場合の早期回収及び必要に応じた警察署への通報等、さまざまな方法で頑張ってもらっているということなんですが、ここに書かれている件数やごみ量というのは、ごみ置き場はここには含まれていないんですか。ごみ置き場でも不法投棄というのはあるんですが、それはいかがでしょうか。

議長（矢野正憲君） 島尾環境課長。

環境課長（島尾 学君） ごみ置き場ということであれば、いつも住民に出していただいているごみステーションということで、現在、あるかないかという問いであれば、やっぱりあるというようなお答えになります。この件数には、これは入っておりません。この件数は、あくまでも公共用地、そういったところでこちらが認知している件数というところでございます。

議長（矢野正憲君） 坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君） 私も住民から、不法投棄かどうかよくわからないけれども、ごみ置き場にごみが散乱して困っているという相談を時々受けて、環境課のほうにも相談したりしているんです。非常に職員の方にも努力していただいて、地元で調査に回っていただいたりとかいろいろ工夫していただいているんですけれども、なかなか解決に至っていない箇所もあるんですが、そういうごみ置き場の不法投棄と思われる案件については、新たな取り組みとか対策とか何かありましたらお教え願いたいんですが。

議長（矢野正憲君） 島尾環境課長。

環境課長（島尾 学君） 議員おっしゃるとおり、相談にも来ていただきましてありがとうございます。

我々、ごみステーションに置かれますと、まずは普通のごみとして扱うしかないというところがございまして、よくよく周りの方に聞いてみると、どうも違ったところから出されているんじゃないかと、それでまた分別もできていないような状況で、我々も分別できていなかったら通知シール、これはとれませんというようなシールを張って残させていただくということもあるんですけれども、やはり生ごみとかになりますと置いておくわけにいかんということで、職員が回収したりします。これについては地道に対応していくしかないかなと。あと、住民の協力で、大体の特定ができましたらその時間にパトロールを回るとか、その方を見つけたら注意するとか、そういったこともできますので、住民とご協力させていただいて周知ができればと、地道な活動をやっていたらというふう考えております。

議長（矢野正憲君） 坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）まだ解決できていない箇所もあると思うんですけども、ここには監視カメラによる監視というのも書かれているんです。ぜひ、そういう解決困難な箇所については監視カメラをつけるというようなことも含めて、新たな対策をやっていただきたいと思います。

それと、ルール違反のごみ出しをしている分については、基本はしばらく置いておいて警告のシールを張るという形でやっているんですけども、日常にごみ置き場所がごみだらけになっている、毎日ごみが置いてあるような状態が続いていると、そのルールどおりに出しているご近所の方々も極めて気の毒な状態が続いておりまして、特にごみ置き場所の隣に住んでいるとか、そういうおうちが非常に気の毒なんです。特に夏場ですと生ごみもありますし。だから、どうしても解決困難な場合は、ここにも早期回収と書いていますけれども、やはりそういう明らかに不法投棄と思われるものは、もうやむを得ない措置として頑張っただけで町のほうで回収していただくと、そういうことも含めて検討をお願いしたいと思います。

議長（矢野正憲君）田中住民部理事。

住民部理事（田中耕二君）ちょうど課長の説明で一つだけ漏れておったのが議員おっしゃったカメラのところで、過去にはそういう相談を自治会のほうからいただいたこともございます。余りにひどいのでカメラをとという形で、そうなりますとやっぱり付近住民の同意、使われている方の同意等も得た上でましようかという話になったので、そのケースでは結局、最終そこまで至らなかったということがあるんです。我々、そちらのほうも想定して動いていきたいなど。ただ、悪質な、議員おっしゃっているようなもう全然ちがいが明かんといいところについては、そういうケースで考えていけたらと思っております。

それと一緒に、明らかに不法投棄だと思われるようなごみ、これはもう、基本的には早く対応する形で今もやっております。ただ、出し間違いとかちょっと悪意のある出し間違いみたいなところも含めてというのは、見せしめという言葉が適正じゃないかもわからないですけども、とりませんよという意思表示も含めて一定周知させていただいているというやり方ですので、その辺は使い分けながら対応させていただきたいと思います。

議長（矢野正憲君）ほかに質疑はありませんか。鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）私、坂上議員と同じような質問となるんですけども、学生がアパートから出されるんです。4月、5月、なれないこともあって皆全然違う日に出されたりとか、それからごちゃごちゃに出されたりということが多くあるんです。家主のほうからいろいろやってはいただいているんですけども、4月、5月がやはり出されていたところのおじさんが毎日、毎回怒りながら仕分けして、きちっとした日にまた出してくださっているというふうな状況がありますので、その辺のところ、学生なので学校のほうから通知をしていただけると、なかなか家主からという行き渡らない、遠いところでいらっやるとかと、そういうこともありますので、もしそういうことがしていただけるんだらというふうな感じで思うんです。

議長（矢野正憲君）ちょっと待ってください。申しわけございません。だんだんと計画案とずれてきているような質問になってきていますんで、個別案件はまた各自言っただければと思いますが。答弁もらえるんやったらもらいますが、もういいですかね。よろしいですか。鱧谷議員、それでよろしいですか。

6番（鱧谷陽子君）はい。

議長（矢野正憲君）すみません。ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これをもって、案件1、「第2次美しいまちづくり推進基本計画（案）」及び「同行動計画（案）」についての件を終了いたします。

次に、案件2、大阪広域水道企業団と藤井寺市・大阪狭山市・熊取町・河南町との水道事業の統合に向けての検討、協議に係る統合素案（最終報告）についての件を説明願います。仲辻上水道課

参事。

上水道課参事（仲辻哲矢君） それでは、大阪広域水道企業団と藤井寺市・大阪狭山市・熊取町・河南町との水道事業の統合に向けての検討、協議に係る統合素案（最終報告）についてご説明いたします。

資料につきましては、A4横ホチキスどめの統合素案（最終報告）新旧対照表、A3折りホチキスどめの概要版、A4ホチキスどめの本編と、平成29年12月14日の議員全員協議会の資料、熊取町水道事業経営戦略の策定についての4種類となっております。

なお、本日の資料につきましては、中間報告時と同様に、他の3団体の議会対応に配慮した本町のみの資料となっておりますので、ご了承願います。

最初に、令和元年9月17日に議員全員協議会にてご説明いたしました統合素案（中間報告）からの変更点についてご説明いたしますので、統合素案（最終報告）新旧対照表の1ページをごらんください。

中間報告時にもあらかじめ補足説明いたしましたが、企業団の水需要予測の変更に伴う事業費等の変更や平成30年度決算額などを反映させたため、事業費、維持管理費、府補助金及び経営シミュレーション等が変更になってございます。その他、新たな変更点としましては、単独、統合とも平成29年度の施設整備事業費約2億6,900万円の計上漏れ並びに統合の場合の紺屋受水場監視制御設備更新費用約2,900万円の計上漏れが確認されたため、追加計上してございます。

1ページ下段の表、事業費の縮減をごらんください。

先ほどご説明しました変更によりまして、単独の場合は155億9,100万円から157億4,700万円に、統合の場合は152億8,000万円から154億6,300万円に変更されてございます。統合による縮減額については、3億1,100万円から2億8,400万円になり、2,700万円の減額になってございます。

次に、2ページの上段、維持管理費の縮減でございますが、水量の減少に伴う動力費の減少により、単独、統合ともに約2,000万円の減額となったため、統合による縮減額は1億5,900万円から1億5,700万円となり、200万円の減額となっております。

中段の表、府補助金の活用については、平成30年度決算額の反映に伴い府補助金は15億1,300万円から14億3,900万円となり、7,400万円の減額となっております。

以上により、統合に伴う総効果額は、最下段の表のとおり、中間報告の19億8,000万円から18億8,000万円と、約1億円の減額となっております。

3ページをごらんください。

今回の変更を料金改定のシミュレーションに反映したものでございます。その結果、令和4年度、令和15年度、令和20年度で改定率が1%前後しますが、最終年度の令和38年度では、統合した場合の料金単価は1立米当たり289円から287円になり、2円安価となる結果になりました。

主な変更点については以上です。

続きまして、統合後の水道料金の改定についてご説明いたします。

概要版の10ページ、表8.2、シミュレーション結果をごらんください。

本統合素案では、経営シミュレーションにおいて水道料金の改定時期及び改定率を算定してございます。水道料金改定の条件は、改定時期については収益的収支がマイナスになる年度、改定率については資金残高が一定以上であること、資金残高月数2カ月、金額では約1億3,000万円となります。また、料金改定後5年間は料金改定を行わないこととしてございます。ただし、統合直後の料金改定については値上げ幅が大きくなることから、令和4年度に8%、令和7年度に10%と段階的に料金改定を行う計画となっております。

なお、平成29年度作成の熊取町水道事業経営戦略においても、令和4年度に5%、令和7年度に10%の値上げを行う計画としてございました。

添付しております平成29年12月14日開催の議員全員協議会資料の4ページ、5ページをごらんください。

4ページ上に（3）料金収入の見通しとしまして、グラフに料金収入の予測を記載しております

て、5ページ下の四角囲み最下段の(4)適正な水道料金の改定としまして、必要最小限度の料金改定を実施することとし、現行料金に対し平成34年度に5%、平成37年度に15%の値上げを予定してございました。

今回の料金改定率との差につきましては、既に休止している永楽浄水場の撤去費用を経営戦略では資本的支出で計上していましたが、本来は収益的支出で計上すべき項目でしたため修正しましたところ、料金改定率に差が生じた結果となったものです。

また、本シミュレーションは供給単価ベースでの改定率としていますが、今後におきましては水道料金体系も含めた検討を行い、令和4年度に適正な水道料金設定を行えるよう検討を進めてまいります。

最後に、今後のスケジュールですが、中間報告時と変更はありませんが、再度ご説明いたします。もう一度、概要版に戻っていただきまして、最終ページの11ページをごらんください。

令和2年1月の企業団首長会議で審議の上、統合案として取りまとめた後、3月の町議会において統合に関する議案、規約変更をご審議いただく予定とさせていただきますので、その際には議員の皆様にはよろしくお願いたします。その後、令和2年7月に大阪府に規約変更申請を行い、企業団と統合に係る基本協定書の締結を行う予定となっております。その後は、令和3年4月からの事業開始に向けての統合準備及び条例改正等を進めてまいります。

なお、本日は本編でのご説明は割愛させていただきますので、後ほどお目通しのほどよろしくお願いたします。

以上、ご説明を終わります。

議長（矢野正憲君）ただいま説明がありました本件について、質疑があれば承ります。質疑はありませんか。坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）今ご説明いただいた概要版の7ページ見ていただいたら、そこに今回の統合によって事業費、維持管理費がどういうふうに節約できるかというふうなことの説明が書かれているんですが、府補助金の活用、これは令和3年度から令和12年度までの10年間に限定されているようです。府補助金の活用ということが大きな比重を占めているんですが、府補助金がここでは別枠で書かれておりまして、事業費による削減効果、維持管理費による効果額と、そして府補助金の活用という三本立てで数字が示されているんですけども、府補助金をいただくということで、府補助金は結局水道事業の中で使われるわけだから、事業費が維持管理費のどちらかに使われるのではないかと思うんです。その辺のお金の関係がどうなっているのでしょうか。

議長（矢野正憲君）仲辻上水道課参事。

上水道課参事（仲辻哲矢君）今回、今ご質問いただきました府補助金につきましては、水道事業統合に伴う広域化事業の補助金と運営基盤強化等事業という補助金のメニューがありまして、それぞれに条件があります。今回、広域化事業の補助金としましては、集中監視制御設備の整備とか統合浄水場等の建設、あと広域化により統合元の人材、経営能力を活用して実施できる施設、設備の整備などがございます。

運営基盤の強化等の事業については、広域化する圏域内の運営基盤強化に資する事業といたしまして、耐震化や老朽化対策、連絡管等の整備等があります。全て整備事業に使われる補助金となっております。

今のところは、本編の40ページのほうにまた説明が書かれてありますので、参考にごらんいただけたらと思います。

以上です。

議長（矢野正憲君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）ただいまご説明いただいた府補助金の使い道ですけども、いろんな項目があるようなんですが、それらは事業費とか、あるいは維持管理費とかいうお金の使い道とは全く別枠ということなんですか。

議長（矢野正憲君）仲辻上水道課参事。

上水道課参事（仲辻哲矢君）今回の補助金については先ほど説明させていただきました整備事業に係る費用に対していただけるということになりますので、維持管理費というのはもう全く入っていないということです。今回、施設の最適配置等を行いますので、動力費を縮減できたりして維持管理費が安くなっているというところが、先ほど議員、質問いただきました7ページの維持管理費の縮減額となっております。

以上です。

議長（矢野正憲君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）そうしますと、表6. 4のところを受水・配水場の統廃合とか、あるいは集中監視の一元化とか、そういう部分があるんですが、こういったところには新たな施設整備が含まれていないということなんですね。

議長（矢野正憲君）仲辻上水道課参事。

上水道課参事（仲辻哲矢君）表の6. 4につきましては施設の最適配置ということになりまして、例えば希望が丘の受水・配水場を統合配水場としまして受水池と配水池を統合しまして、配水池の容量を約850立米コンパクトにするということで事業費を安くしています。

また、集中監視の一元化では、既にもう統合している泉南市の集中監視設備と一元化することで、当然泉南市の集中監視設備まで信号を送る設備は必要になりますけれども、それ以外の部分で共有できるものなどで事業費の縮減を行っております。

議長（矢野正憲君）大西上水道課長。

上水道課長（大西順二君）ちょっと補足説明をさせていただきます。

表の6. 4の事業費の縮減といたしますのは、縮減要因に希望が丘受水・配水場の統廃合等と書いておきまして、この資料の隣の6ページの右側に絵柄があるかと思うんですが、これらの事業をすることによって単独で実施した場合よりも約2億8,400万円の事業費の縮減が図れるということで、こちらは主に歳出の金額の縮減を2億8,400万円図ることができる、その要因といたしますのが、受水・配水場の統廃合とか、あと受水池及び野田配水池へ今ポンプで水を送っているんですが、それを廃止することができるという事業費に対する縮減額というのが2億8,400万円というふうになっております。

あと、それに伴って歳入のほうとして、表の6. 6の府補助金の活用として14億3,900万円が、これらの事業に対して入として入ってくると、それが事業効果として発揮できるというような表の作成の仕方にさせていただいております。わかりやすくさせていただいたつもりなんですが。

議長（矢野正憲君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）わかりました。

先ほど口頭で説明していただいたことを府補助金のどこかにこういうふうを活用するというふうに書いておいていただけたらわかりやすかったかなと思うんですが、資料がいろいろと説明が多岐にわたっているので、なかなか資料の解釈が難しい部分があるんです。

以前にも申しましたけれども、熊取町にとっての統合による効果というのは、府補助金が占める比重というのは非常に大きいですよ。新たな施設整備が必要となってくる部分、耐震化、老朽化対策という部分もございまして、そういう部分での経費14億3,900万円、結局これを効果額と考えると、この部分の金額の比重が非常に大きいということで、事業費や維持管理費の縮減効果額というのは40年間での数字ですから、結局40年間で計算して1年当たりということになってきますと年間1,000万円ぐらいですか、それぐらいの数字にしかならないと思いますけれども、そういう点でいえば府補助金の活用があってこそその統合の効果という感じがするんです。

それはさておいて、もう一点だけちょっとお尋ねしたいのは、同じ概要版の資料の2ページのところでちょっと気になるのは、技能職員というところで「企業団は、技能職員は持たない」となっているんですが、「ただし、企業団職員が行っている業務に従事している市町村の技能職員につい

では、職種変更の上、企業団が受け入れる」と、このところがよくわからないんですけれども、これをご説明願います。

議長（矢野正憲君） 仲辻上水道課参事。

上水道課参事（仲辻哲矢君） 技能職員といいますのは、技術職員ではなくて、昔、企業団にはいてたんですけれども、配管工とかが専門の現業の職員のことを言っておりまして、ただ、熊取町のほうには技能職員はいないので、特にこの項目は関係ないと思います。

以上です。

議長（矢野正憲君） ほかに質疑はありませんか。二見副議長。

9番（二見裕子君） ちょっとだけお聞きしたいんですけれども、統合をすることによってメリットがあるということなんです。確認だけさせていただきたいんですけれども、まとめのところに基幹管路の耐震化率ということがあるんです。ほかの市町と一緒になるということで、熊取町は耐震化率とかはかなり上がっているのかなと思うんですけれども、よその耐震化率が低いとなると、統合したときにその分の費用というんですか、それを企業団になったときに一緒に見ていくということとなったら、熊取町はせっかく整備ができていのに、できていないところの費用も一緒になって見るというふうになるのであるならば、そういう施設というんですか、整備はその事業をさせていただいてというふうな考えもあるのかなというふうに思ったんです。その辺はいかがですか。

議長（矢野正憲君） 仲辻上水道課参事。

上水道課参事（仲辻哲矢君） 耐震化率の話ですけれども、今、熊取町のほうでは、重要給水施設に送る重要な管路の耐震化率を計画的に上げていくということで、既にもう令和8年に100%になるような計画が統合の話がある前からありまして、統合に当たっても、その計画を使って目標の令和8年に100%になるようにしておりまして、その計画は変わっておりません。

その事業の費用なんですけれども、あくまでも熊取町の熊取水道事業の費用で行っていきます。ほかの団体が耐震化率が低いからといって、ほかの団体はほかの団体の水道事業の費用で行いますので、熊取町の費用でほかの団体をカバーするようなことはありません。

以上です。

議長（矢野正憲君） ほかに質疑はありませんか。重光議員。

8番（重光俊則君） 今までの説明を聞いていて、どうしても府補助金の活用による効果額、これが何で熊取町に14億円も出てくるのかというのが、府補助金はどういう目的で幾ら出されるというのは、これ10年間ですよね、府補助金が出てくるのは、何で14億円が府補助金の効果が出るのかというのは一向に説明されていないんですが、それは何ですか。

議長（矢野正憲君） 大西上水道課長。

上水道課長（大西順二君） 府の補助金の詳しい内容につきましては、本編のほうの資料の39ページ、40ページに記載しておりますので、そちらのほうをちょっとご覧ください。

こちらに記載されておりますのは、府の補助金といいますが実質お金は国のほうから出ております。国の交付金が府を通して私ども市町村のほうに来ますので府の補助金というふうに言っておりますが、その中でこちらに書いていますのが国の採択基準という分で、特に今、国のほうも広域化を推進しておりますので、広域化をしようとしている団体には手厚く補助金、交付金を出していくという分で、まず水道事業運営基盤強化推進事業についてという分で、その中で、1-1のところに広域化事業、そして、1-2に運営基盤強化等事業という2種類ございます。

まず、14億円の内容についてでございますが、1-1の広域化事業の中でも次の40ページの(1)の広域化事業のほうを見ていただいて、広域化を契機に実施する以下の事業としまして、③のところは統合浄水場等の建設というのがございます。希望が丘の受水・配水場で実施しようとしております今、受水池と配水場と別立てになってはいますが、統合を契機に受水場を廃止して配水池をつくるという分が③に該当しますので、希望が丘の配水池を新たに耐震化するという事業が広域化事業の③に該当してきます。その分の金額が、希望が丘の配水池の分だけで8億7,100万円の交

付金をいただけるということになります。

あと、④番の広域化により統合元の人材・経営能力を活用して実施できる施設・設備整備（法定耐用年数が経過した水道施設の更新・改修等に関する整備費のうち、統合先が過去5年間に行った建設投資額の平均を上回る額）というちょっと長い文章になっておりますが、例えば管路の更新につきましても、今、熊取町が国の交付金をもらえる分といいますのが、重要給水施設、例えば役場とか消防署とか避難所とか災害医療センターに送る配水管が耐震化されていなければ、それを耐震化する事業に対しての交付金がいただけると。今はもうそれしか該当しておりませんが、それが補助率、交付率が4分の1なんです。例えば広域化事業の④であれば、法定耐用年数、管路の場合は40年と言われておりますが、その40年を経過した管路、それはもう耐震化であろうが耐震化してなかりょうが関係ないんです。その管路の更新等と、あと、統合先が過去5年間に行った建設投資額の平均を上回る額というちょっと条件はついているんですが、そういった管路の更新に対しても金額にしまして5億6,800万円の交付金を受けることができると。こちらも、広域化事業に関しましては交付率が3分の1と。今4分の1しかもらっていませんが、3分の1というふうに交付率が上がるという分がございまして、それらの分を合わせまして約10億円の府補助金がいただけるという内容になってございます。

議長（矢野正憲君）重光議員。

8番（重光俊則君）今ので10億円もらえて、あと、そのほか4億円いただけるということですか。

議長（矢野正憲君）大西上水道課長。

上水道課長（大西順二君）すみません。今ので配水池で8億7,000万円と、あと管路のほうで5億6,000万円なので、14億3,000万円。

議長（矢野正憲君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

仲辻上水道課参事。

上水道課参事（仲辻哲矢君）すみません。ちょっとお時間いただきまして、前回中間報告をさせていただいたときに、渡辺議員のほうから希望が丘受水・配水場の監視制御設備の更新時期についてご質問がありまして、そのとき私、はっきり答えられなかったので、もう一度説明させていただきます。

希望が丘受水・配水場の監視制御設備につきましては平成24年度に更新をしております。計装設備の法定耐用年数は10年ですが、今回、更新基準年数の21年で更新するため、本来は令和14年度に更新することになります。ただし、府補助金の交付期限が統合後10年の令和12年度となっておりますので、更新時期を2年前倒して令和12年度に行うこととしております。

以上です。

議長（矢野正憲君）質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これをもって、案件2、大阪広域水道企業団と藤井寺市・大阪狭山市・熊取町・河南町との水道事業の統合に向けての検討、協議に係る統合素案（最終報告）についての件を終了いたします。

以上で、本日の案件は終了いたしました。

その他、何かご報告等があれば承ります。奥村産業振興課長。

産業振興課長（奥村光男君）それでは、産業活性化基金事業補助金の見直しにつきましてご説明させていただきます。

まず、資料に沿って説明させていただきます。

まず、1点目、目的でございますが、本事業補助金につきましては、商工業・農業を含む産業の活性化を図るためなどの事業実施に必要な財源に充てるための基金、産業活性化基金に基づき、新たなチャレンジへの支援などのやる気づくりやつながりづくり、また、地域資源の活用・発掘・創造を図るにぎわいづくりを促進するために、平成29年4月から補助メニューを拡充し、当該基金を財源として支援してきたところでございますが、今年度末をもって3年が経過し、今年度、見込みを含め年間で3,260万円のご利用をいただくなど一定の成果があったことや、また、産業活性化基

金の残高等の現状を踏まえまして、本補助金の見直しを行うものでございます。

2、当該事業補助金のこれまでの経過でございますが、平成26年4月に前身の中小企業融資準備基金を廃止し、産業活性化のための支援を行うため新たに産業活性化基金を創設したものであり、平成27年からは、これまでの中小企業経営の信用保証料事業の継続とともに、熊取ブランド創造事業及びにぎわい創造事業を新設したものでございます。

平成29年には補助メニューの大幅な拡充を行い、熊取ブランド創造支援事業、熊取ブランド・にぎわい創造支援事業、創業支援事業、6次産業化支援事業及び中小企業経営支援（利子補給金）事業の改編・新設、また、中小企業経営（信用保証料）事業の継続、また、平成30年には、「くまとりやもん」に係るブランド販売促進事業を立ち上げ、現在の補助メニューとなったものでございます。

3、現在の補助メニューの実績についてでございますが、別添の資料のとおり、熊取ブランド創造支援事業を初めとする7つの事業、18の補助金により補助しているものであり、平成29年度は38件591万9,500円、平成30年度は77件1,117万6,883円、今年度の見込み額は88件1,559万300円、3年間で203件3,268万6,683円の見込みを含めた実績があるものでございます。

4、産業活性化基金についてでございますが、産業活性化基金条例第1条において、中小企業などの資金調達のための財源及び商工業・農業を含む産業の活性化を図るための事業実施に必要な財源に充てるものと規定されております。

今年度末の基金残高の見込みについては、別表1のとおり約7,700万円、内訳については、定期預金で6,500万円、決済用普通預金で1,200万円でございます。定期預金6,500万円につきましては、熊取町内の中小企業に対する事業資金の融資のあっせんを行うために、熊取町中小企業事業資金融資要綱第2条に基づき、融資制度の取扱金融機関に預託しているものでございます。したがって、今後の基金活用については、限られた財源の中で基金の目的に沿う有効な活用が行えるよう検討する必要がございます。

5、補助メニューの見直しの考え方でございますが、30年度末、2年間の実績においては、熊取コロッケ販売促進支援事業補助金を活用した熊取コロッケ約9万5,000個の提供や、創業支援事業を活用した新たな店舗8件の創業及び7件の経営支援事業補助金の活用など、熊取コロッケのPRやまちの活性化として一定成果があったものと考えております。

しかしながら、熊取ブランド創造支援事業や6次産業化支援事業など熊取町を知ってもらい訪れてもらった新たな熊取ブランドの開発に係る補助金については1件のみの申請でございました。産業活性化基金の残高も減少していることから、今回の見直しについては、これまでの実績などを踏まえまして、一定効果があった補助金については規模を縮小し、熊取ブランドなど熊取町の魅力を発信できるものについては継続、改定するものでございます。

具体的な内容につきましては、別紙、産業活性化基金事業補助金（実績・見込）改定案の欄のとおりでございますが、重立ったものを説明しますと、まず熊取ブランド創造支援事業について、研究開発支援事業補助金と商品化促進支援事業補助金は、研究開発から商品化までスピード感を持って単年度で行ってもらえるよう統合するものとし、補助限度額についても75万円とするものでございます。

次に、熊取コロッケ販売促進支援事業補助金については、平成29年4月の創設以来3年をめぐりに、熊取コロッケを多くの方に知っていただくため、コロッケを提供する事業者へ5分の4の補助率、上限10万円の枠組みで補助してきたものでございます。この間、町内大学の学食、飲食店、ホテル、またイベント会場や小・中学校の給食など、さまざまところでコロッケが取り扱われ、平成30年度末までに補助対象外も含め約13万8,000個が提供され、一定効果があったものと考えております。

しかしながら、まだ知名度が十分とは言えず、引き続き取り組むべきものとして、6番の「くまとりやもん」販売促進事業補助金に統合し、3分の2の補助率、10万円の枠組みで継続するものでございます。

次に、創業支援事業でございますが、まず事業所開設支援事業補助金につきましては、平成30年度末時点で、補助金を活用し新たに8件が創業され、一定の効果があったものと考えてございます。今後は、対象を45歳以下の方で、かつエリアを熊取駅周辺の近隣商業地域に限定した上で、事業所開設を支援していくものでございます。

また、起業後2年以内の事業者を支援する経営支援事業補助金につきましては、平成30年度末時点で7件の経営支援を行い、一定の成果があったものとして、今年度末をもって終了するものでございます。

6次産業化支援事業の研究開発支援事業補助金と商品化促進支援事業補助金につきましては、熊取ブランド創造支援事業と同様、スピード感を持って単年度で商品化してもらえよう統合するものとし、補助限度額についても75万円とするものでございます。

以上が補助メニューの主な見直し内容でございます。

次に、6番、産業活性化基金の振替えについてでございますが、産業活性化基金事業補助金につきましては、今回の見直しを行うことにより、令和2年度の予算見込み額は約900万円に減少しますが、原資となる当該基金の決済用普通預金の今年度末の残高見込みが約1,200万円となることから、まずは見直し後2年間の原資を確保するため、大阪府市町村連携型中小企業融資制度の取扱金融機関と協議を行いまして、預託額の定期預金から決済用普通預金に1,500万円の振替を今年度末に行う予定であります。

なお、見直し後の2年間実施することにより、補助メニューを拡充した平成29年度から5年が経過することから、その時点で基金の残高、実績等を踏まえまして、改めて産業活性化基金事業補助金について検討を行う必要があるものと考えてございます。

最後に、7、今後の予定でございますが、令和2年2月号広報、またホームページや窓口等において今回の改正内容を事前にお知らせした上で、令和2年4月から見直し後の産業活性化基金事業補助金の内容により、引き続き商工業・農業を含む産業の活性化を図る事業に対して支援してまいりたいというふうに考えてございます。

以上、説明とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）続いて、降井生活福祉課長からプレミアム付商品券事業の申請期間延長について報告があります。降井生活福祉課長。

生活福祉課長（降井広志君）では、プレミアム付商品券事業の申請期間延長について説明させていただきます。

この事業は、対象を直接商品券の購入引きかえ券を郵送する乳幼児のいる子育て世帯と、申請により購入引きかえ券を発行する非課税者としており、このうち非課税者の申請率が全国平均で34%と低調であるため、国及び大阪府より、申請期限を延長するまたは申請期限後も対象者から購入引きかえ券の申請について相談があれば柔軟に受け入れるようにとの協力依頼がありました。

近隣の対応につきましては、別紙のとおり、12月末を申請期限とする市町が5市町、11月末までの申請期限とする市町が3市町となっております。

本町におきましては、申請期限を当初の11月29日金曜日から、国や府の協力依頼や近隣の対応から申請期限を12月末まで延長することといたします。

これまでの申請促進に向けた取り組みとしましては、ホームページや広報紙の掲載、未申請者への個別勧奨通知の発送を行っております。

今後のスケジュールとしましては、商品券購入引きかえ券の申請期限を12月27日金曜日まで延長します。商品券購入期限の2月28日金曜日及び商品券の利用期限の3月31日火曜日の変更はございません。

また、今回の申請期間の延長の周知方法としましては、12月6日に送付しております個別勧奨通知及びホームページへの掲載により周知しております。

以上、説明とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）報告が終わりました。何かあれば承ります。渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）今、報告案件2件ありましたが、それとまた別に、今回報告がなかったのちょっと聞きたいことがあるんです。

苦言といいますか、来年1月に町長選挙がありますが、そのときの期日前投票の日程が、今まで従来は2日間であったのが3日間になったということを知っています。町政連絡会ではそういったことをお知らせしたそうですが、議員はそういったお知らせは聞いておりません。ちょっとそれはいかなものかなというふうに思うんですが。

議長（矢野正憲君）林総務部長。

総務部長（林 利秀君）確かに、町長選挙の部分で利便性の向上ということで1日延長させていただく予定で進めてございます。議員ご指摘のとおり、このタイミングをもって本来するべきでございます。申しわけございませんでした。まず、区長にお願いということも兼ねて、連絡会のほうでまず最初をお願いするべきであろうということで進めてございましたけれども、その辺は一定、そういうことで気をつけて、今後そういうことがないようにしっかりと報告させていただきます。申しわけございませんでした。

議長（矢野正憲君）渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）というのは、選挙の投票率向上に向けてということについては議会のほうでも取り上げ、議員のほうでも質問等上がっていたと思うんです。そういったことを踏まえて検討されたことやと思いますので、それを、それは協力されるのは自治会の区長等になってくるのかもしれませんが、やっぱりまずは議会にも区長と同時に、本当は9月議会終了後ですよ、それ。9月議会終了後に会長のほうに連絡されたんですよ。そしたら、そのときと同時に書面でもいいですのでなぜ通知ができなかったのかなというところを考えたときに、すごく議会被軽視されているなというふうに感じました。それで意見として申させていただいております。

議長（矢野正憲君）林総務部長。

総務部長（林 利秀君）要は期日前投票所、駅の改札で2日間してございます。それをもう一日ふやすということで3日間実施するという予定で、そのことでございます。連絡箱にでも入れるとかいろんな方法がございますので、一定そこはしっかりと今後やっていきたいと思っております。よろしくお願ひします。

議長（矢野正憲君）そしたら、ほかにこの2件、2つの報告があったやつに戻りたい。河合議員。

11番（河合弘樹君）午前中、総務でも聞きましたが、産業活性化基金の創業支援なんですけれども、改正で、今さっきの説明では駅前周辺を重点と言っていました、それ以外はなくなるということですか。

議長（矢野正憲君）奥村産業振興課長。

産業振興課長（奥村光男君）確かに、これまでは町内全域というところで対象とさせていただいたんですが、先ほど申しましたとおり、産業活性化基金の残高、こういったところを踏まえまして、令和2年度からは駅前周辺を重点エリアとして、そこに限定して継続して支援していきたいというふうに考えてございます。

以上です。

議長（矢野正憲君）河合議員。

11番（河合弘樹君）そしたら、今までみたいに男女の金額はありますけれども、女性の場合、倍でした。それもなくなるということですか。

議長（矢野正憲君）奥村産業振興課長。

産業振興課長（奥村光男君）男女も、女性の場合ももともと1.5のかさ上げで、45歳以下の年齢、若い方についても同様のかさ上げという形でさせていただいていたんですが、今回はもう男女は除いて、45歳以下の方で駅前周辺に創業される方をターゲットにして支援していくといったような形で考えておるところでございます。

議長（矢野正憲君）ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、以上で議員全員協議会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

（「15時11分」閉会）

以上の協議会の次第は議会事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

議長

矢野正憲